

柏原市水道管及び下水道管の布設工事に係る合併入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、同一現場又は近接する場所で、同一時期に行う必要がある水道管及び下水道管の布設工事について、円滑で適正な施工を行うことを目的として試行する合併入札方式の競争入札（以下「合併入札」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(合併入札)

第2条 合併入札は、水道管及び下水道管の布設工事のうち主たる工事（以下「本工事」という。）及び従たる工事（以下「関連工事」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うことができるものとする。

- (1) 本工事及び関連工事をそれぞれ発注する場合、同一の者と契約することが適当であると判断されること。
- (2) 本工事及び関連工事の施工場所が同一又は近接する場所で、同一時期に行う必要があること。
- (3) 本工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。

2 合併入札は、前項の規定に該当するもののうち、受注機会の均等を考慮し、1年度につき原則1件行うものとする。なお、案件の選定は次に掲げる事項に該当するものを優先し行うものとする。

- (1) 本工事及び関連工事が、推進工事に該当しないこと。
- (2) 本工事及び関連工事のうち先行する工事の工程を、2以上の期間に分けて施工する必要があること。
- (3) その他上下水道事業の管理者の権限を行う市長が必要と認めること。

(実施の手続)

第3条 前条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、工事担当課長は、その旨を本工事及び関連工事の施行伺に記載の上、別に定める合併入札依頼書を建設工事等の入札事務を掌理する課に提出するものとする。

(実施の決定)

第4条 合併入札の執行については、柏原市競争入札参加資格審査及び業者選定委員会の議を経て執行する。

(設計金額の算出等)

第5条 第2条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、本工事及び関連工事の設計担当者は、諸経費を調整することが必要なときは、当該調整を行った上で設計金額を算出するものとする。

- 2 本工事及び関連工事の設計金額の和は、柏原市建設工事請負業者選定要綱において、格付対応契約予定金額とみなす。
- 3 合併入札の方法により入札を執行する場合における予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）は、本工事及び関連工事の予定価格の和とする。
- 4 合併入札の方法により入札を執行する場合における最低制限価格は、本工事及び関連工事の最低制限価格の和とする。

(入札書)

第6条 合併入札に係る入札書は、入札書に全ての建設工事等の名称を併記して、本工事及び関連工事を合わせた、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望合計金額を記載するものとする。

(工事費内訳書)

第7条 合併入札に係る工事費内訳書は、本工事及び関連工事の名称等を併記して、本工事及び関連工事のそれぞれの工事費内訳及び工事価格並びに本工事及び関連工事の工事価格の合計額を記載の上、入札書に添付して提出するものとする。



2 前項の工事費内訳書における本工事及び関連工事のそれぞれの工事価格は、それぞれの工事の予定価格及び最低制限価格の範囲内でなければならない。また、工事費内訳書の提出がない入札は、無効とする。

(契約金額の算定)

第8条 本工事及び関連工事の契約金額は、前条の工事費内訳書に記載された、本工事及び関連工事のそれぞれの工事価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(配置技術者等)

第9条 本工事及び関連工事に配置する主任技術者は、本工事及び関連工事の契約金額が、いずれも建設業法第26条第3項の政令で定める金額未満である場合に限り、同一の者が兼ねることができるものとする。

2 本工事及び関連工事に配置する現場代理人は、同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、専任を要する主任技術者又は監理技術者が当該工事の現場代理人を兼ねる場合はこの限りではない。

(入札結果等の公表)

第10条 入札結果の公表については、合併入札予定価格及び合併入札における落札金額をもって行うものとする。

(契約の手続き)

第11条 契約は、対象工事ごとに契約書を作成し、締結する。

(手持ち工事件数)

第12条 合併入札に係る工事の手持ち工事件数については、対象工事ごとに件数を計上するものとする。

(監督職員及び検査)

第13条 本工事及び関連工事に係る監督職員は、対象工事ごとに定めるものとし、検査は対象工事ごとに実施するものとする。

(評価及び検討)

第14条 この要領は試行であるため、本要領に基づき合併入札を行った案件における対象工事のすべてが完了した後に、実施内容の評価及び本格実施に向けた検討を行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

